いじめ防止基本方針

１ いじめの防止等のための基本理念

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得るという認識に立ち、学校、家庭、地域、その他の関係機関が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題にあたっては、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

○ いじめの定義

『いじめ』とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第２条１項）

なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

２ いじめ防止等の対策のための組織

いじめ問題にあたっては、「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う。早期発見・早期対応はもちろんのこと、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う対人関係を構築する能力の素地を養い、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開する。いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止対策委員会」を設置する。当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核的な役割を担う。また、「学校基本方針」が学校の実情に即して有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

○ いじめ対策委員会

【役割】

・いじめを未然に防止するための取組や具体的な年間計画を作成する。
・いじめの相談・通報の窓口となる。
・いじめに関する情報の収集・記録・共有を行う。
・いじめ防止のための指導や対応方針を決定する。
・いじめを受けた児童又は保護者に対する支援を行う。
・いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を行う。
・いじめ防止の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

【構成員】

・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、各学年主任、ブロック生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、（必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）を基本とし、状況に応じて学級担任を追加するなど柔軟なメンバーとする。

【開催について】

・いじめアンケート等について1ヶ月に1回開催する。

・いじめが生じた場合は、随時開催する。

3 いじめ防止等の具体的な取組

（1） いじめの未然防止

「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、いじめの未然防止に取り組む。そのため、「いじめは、どの学校にも学級にも起こり得る、いじめは決して許されない」という認識をすべての教職員がもち、学校教育活動全体を通して、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う対人関係を構築する能力の素地を養う。また、児童が安心・安全に学校生活が送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる環境づくりを進めていく。

○ わかる授業づくりを進めるとともに、学習規律の確立を進める。

・教科部員会及び相互授業参観等を通して、意見交換を活発にし、わかる授業、児童が主体的に参加・活躍できる授業づくりを進める。さらに、学習規律（正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）の確立を進める。

○ 学級活動、学年・学校行事等における主体的な活動を通して、居場所づくり、絆づくりに努める。

・「笑顔プロジェクト」と関連した児童会活動や学級活動、学年・学校行事における主体的な活動や、不登校・いじめの未然防止を目的とした「魅力ある学校づくり」の取組を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、お互いを大切に思い、支え合い助け合う仲間づくりに努める。

○ 特別の教科・道徳の時間の充実を図り、豊かな心を育てる。

・いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の低下から発生するものである。道徳教育において、心根が揺さぶられる教材や資料を吟味し、いじめの抑止につながる授業を実践する。

○ 地域の方や保護者への働きかけを行う。

・いじめの未然防止の取組について、学年・学校だよりやホームページ等による広報活動を積極的に行うことにより、いじめは決して許されないということについて理解を深める。

・児童のボランティア活動（地域行事への参加等）、福祉体験等の活動を通して、いじめの未然防止について理解を深める。

（2） いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構

築に努めるとともに、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

○ 早期発見の手立て

【日々の観察】

・日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、『児童がいるところには、教職員がいる』ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設ける。

【教育相談】

・児童が悩みやいじめ等についていつでも教師と相談できる体制づくりを行う。

・全校児童を対象に定期的に教育相談週間（話そう会：二者面談等）を設けて、教育相談を実施する。

【生活（いじめ実態調査）アンケート】

・各月末に1回、生活（いじめ実態調査）アンケートを実施する。 実施方法については、記名、無記名等、状況に応じて配慮し実施する。

【「心のポスト」の設置】

・月に一度「心のポストカード」を配付し、児童が悩みや困っていることを教職員の誰にでも相談できる環境づくりに努める。

【「みなとっ子そうだんしつ」でのオンライン相談】

・学校ホームページの「みなとっ子そうだんしつ」のアンケートフォームを周知し、オンライン相談できる環境づくりに努める。

【「ネット目安箱」でのオンライン相談】

・茨城県の「ネット目安箱」に児童の端末からアクセスできるようにし、投稿を通じて「いじめ・体罰解消サポートセンター」での対応につなげる。

【保護者との信頼関係の構築】

・日頃から、児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡することを心掛け、保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、保護者との信頼関係を築くことに努める。

（3） いじめへの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に支援する。

○ いじめ発見時の対応

・いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。また、正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、「いじめ対策委員会」の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

○ いじめが起きた場合の対応

・「いじめ対策委員会」を中心に対応を決定し、以下の対応を迅速かつ組織的に行う。

⑴いじめを受けた児童に対する支援及びその保護者に対する情報提供及び支援。

⑵いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者に対する支援。

⑶全体の問題として、児童全体への指導。

・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするため組織で全力で守り抜く対応をし、カウンセリングを行うなど必要な措置を講じる。

・いじめ問題が指導上困難である場合には、ひたちなか市教育委員会と連携を図り、指導主事や教育研究所(いじめ不登校相談センター)の相談員の派遣を要請する等、より適切な対策を講ずる。

・インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて、警察のサイバー対策室や関係機関等の協力や援助を求める。

・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時には、ひたちなか市教育委員会と連携のうえ、学校と警察との連絡制度に基づき適切に対応する。

・いじめに関係する児童が複数に及ぶ場合には、関係する学校と早急に連絡を取り、連携して対応する。

・いじめを受けた児童の保護者が、就学指定校の変更、区域外就学等希望する場合には、市教育委員会と連携して弾力的に対応する。

○ 認知漏れの防止

・いじめの認知件数が極めて少なかった場合は、認知漏れがないことを確認する。また、認知件数が零(ゼロ)であった場合は、当該事実を児童や保護者等に公表し、検証を仰ぐなど、認知漏れがないか確認する。

○ いじめが起きた後の継続的な対応

・いじめが解消したと見られる場合でも、再発防止に向けて、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。

・教育相談、保護者との情報交換などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。

・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

(4) いじめ解消の判断

1 加害児童の言動から反省が感じられること。

2 ある程度の期間(おおむね3か月程度)、

(1) 被害児童やその保護者から心身に苦痛を感じるような行為を受けていないことを面談等で確認できていること

(2) 担任等の職員が経過を観察して気になる状況が見られないこと

(3) 被害児童と同学級の児童のアンケートの結果に関係する記述がみられないこと

以上の3つの点からいじめの再発の状況が認知されないとき。

1と2の要件が満たされたとき。

(5) いじめ対応に係る学校ガバナンスの徹底

いじめ対応においては、学校として組織的・計画的に対応することが不可欠である。迅速性、透明性、正確性を確保

するため、以下の項目についてチェックし、学校全体でいじめの早期対応と重大事態の未然防止を図る。

【いじめ対応に係るガバナンスのチェックリスト】

□(1) いじめの発生を把握したら、速やかに管理職等と共有した上で、保護者に報告する。

□(2) アンケートへの記載があった際、漏れなく速やかに校長まで報告し、その上で保護者へ報告する。

□(3) 休日・出張等のスケジュール感をもって、チームで機動的に事実確認等の対応を行う。

□(4) 謝罪をもって解決と判断せず、被害の認否確認と解決までのフローを着実に行う。

□(5) 生徒指導部員会において、被害者の立場に立ち、法令に基づいた責任ある認知を行う。

□(6) 欠席日数の増加に至るまで放置せず、問題が小さい時点で解決に注力する。

□(7) 担任等の個人に任せず、校長が対応策を指示し、チーム対応する。

□(8) 学校を挙げて、人権意識に基づき、ガバナンスを強化する。

4 重大事態への対応

○ 重大事態(いじめ防止対策推進法第28条)

・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、いじめを受けた児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、厳密に30日間に至らない場合でも、市教育委員会又は学校の判断により、重大事態として取り扱う。

※「認めるとき」の主体は、市教育委員会又は学校であり、「いじめの存在」か「因果関係」について、疑いがあれば重大事態として判断する。

※いじめを受けた児童又は保護者からの申し立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報であることから調査をしないまま、いじめの重大事態でないと判断せず、速やかに調査をし、結果について保護者に伝える。

○ 重大事態が発生したときの対応

・その旨をひたちなか市教育委員会に報告し、教育委員会の指導・支援のもと対応に当たる。

○ 関係機関への支援要請

・重大事態の対応において、ひたちなか市教育委員会と連携の上、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。

○ 再発防止に向けた取組

・調査により、明らかにされた事実に誠実に向き合い、調査結果を重んじ、全職員の共通理解の下、主体的に再発防止に取り組む。

令和6年8月改定

令和7年8月改定

令和7年12月改定

令和8年10月改定